

生駒市訓令甲第5号

生駒市職員採用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月21日

生駒市長 山下 真

生駒市職員採用規程の一部を改正する訓令

生駒市職員採用規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定める」を「規定する職員又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用する」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年11月21日から施行する。